

毎週火、金曜日発行（但休日等当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 家畜人工授精師の免許
ひな白痢の検査
ふ印業者の登録
- 土地改良事業の認可申請にかかる決定及び縦覧
- 土地改良区の設立認可
- ◇公告 県行造林の立木処分

告示

鳥取県告示第四百五十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与えた。

昭和三十三年九月三十日

免許番号

家畜人工授精師として
業務を行う
家畜の種類

住

所

氏

名

鳥取県知事 遠藤 茂

四六六 牛 鳥取市国安九一二 永井健太郎

鳥取県告示第四百五十四号

次のようにひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十三年九月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別紙のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及びこれと同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり

鳥取県告示第四百五十五号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により、昭和三十三年九月十五日次のとおりふ卵業者を登録した。

昭和三十三年九月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

住所 氏名

米子市日ノ出町 後藤ふ卵場 原 忠弘

鳥取県告示第四百五十六号

昭和三十三年九月三十日付で新開川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水土地改良事業については、審査の結果、その計画を適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十三年九月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧期間

昭和三十三年九月三十日から同年十月十九日までの二十日間とする。

二 縦覧場所

米子市東福原七八九 新開川土地改良区事務所

鳥取県告示第四百五十七号

昭和三十三年九月三十日付で鳥取市有富田寿男ほか十四人の者から申請のあつた有富土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年九月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十三年九月三十日から同年十月十九日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市 鳥取市役所

公 告

次のとおり県行造林の立木を一般競争入札によつて売却する。

昭和三十三年九月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 場所 西伯郡中山町大字羽田井字中山原一、四一

九ノ五七 外一

二 樹種 赤松（在来樹に限る）

三 樹令 平均樹令三十四年生

四 面積 約三、九七ヘクタール（約四町歩）

五 数量 本数 二、三三三本

見込立木幹材積二五八、二二六立方メートル（九二八石）

六 伐採搬出期限

昭和三十四年四月三十日限りとする。

七 伐採方法 主伐

八 下見の日時

昭和三十三年十月四日 十三時から

九 下見案内者

西伯郡中山町大字羽田井 尾古憲晴

一〇 入札場所

鳥取市東町 鳥取県林務課

一一 入札日時その他

1 入札執行年月日 昭和三十三年十月七日

2 当日の時間割

十二時三十分林務課え集合

十二時三十分から 契約条件その他について説明

十三時まで

十三時 入札開始

- 一二 開 札 入札直後実施する。
- 一三 入札保証金 入札金額の百分の五以上
- 一四 契約の締結 落札後契約を締結する。
- 一五 その他
- 1 代理人において入札する場合は、委任状を持参すること。
- 2 印鑑、筆記具を持参すること。
- 3 入札について不明の点は、鳥取県林務課に問合せること。

昭和四年四月十五日第三種郵便認可

発行日 火、金

印 発

刷 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 取 市 東 町 取 県 取 市 東 町 取 県

刷 所 鳥 取 県